

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

東員町町税条例(昭和30年東員村条例第11号) 新旧対照表(第1条関係)

現行	改正後（案）
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略) (督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 町税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略) 第21条 削除

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和33年東員村条例第6号) 新旧対照表(第2条関係)

現行	改正後（案）
<u>税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例</u> （趣旨） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条の規定による分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町の収入(以下「税外収入金」という。)に係る督促手数料及び延滞金の徴収については、法令その他に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。 <u>（督促手数料）</u> <u>第3条 督促手数料は、督促状1通につき50円とする。</u> <u>（延滞金）</u> <u>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金及び督促手数料を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、当該税外収入金額が100円以上であるときは、100円(100円未満の端数があるときは、切捨てる。)について年14.6パーセント(納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</u> 2 （略）	<u>税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例</u> （趣旨） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条の規定による分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町の収入(以下「税外収入金」という。)に係る督促_____及び延滞金の徴収については、法令その他に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （延滞金） <u>第3条 前条</u>の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金_____を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、当該税外収入金額が100円以上であるときは、100円(100円未満の端数があるときは、切捨てる。)について年14.6パーセント(納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。 2 （略）

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

東員町国民健康保険条例(昭和35年東員村条例第6号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正後（案）
<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第20条 保険料の督促手数料は、督促状1通について50円とする。</u>	第20条 削除

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

東員町後期高齢者医療に関する条例(平成20年東員町条例第1号)新旧対照表(第4条関係)

現行	改正後（案）
<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について50円とする。</u>	<u>第5条 削除</u>

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

東員町介護保険条例(平成12年東員町条例第15号)新旧対照表(第5条関係)

現行	改正後（案）
<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通について50円とする。</u>	<u>第8条 削除</u>

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

東員町水道事業給水条例(平成10年東員町条例第7号)新旧対照表(第6条関係)

現行	改正後（案）
（料金の督促） 第29条 （略） <u>2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促手数料を徴収する。</u> （手数料） 第30条 （略） 2 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1）～（4） （略） （略） <u>（5） 督促手数料 督促状を発したとき。 1通につき50円</u> <u>（6） （略）</u> 3 （略）	（料金の督促） 第29条 （略） （手数料） 第30条 （略） 2 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1）～（4） （略） （略） <u>（5） （略）</u> 3 （略）

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

東員町下水道条例(平成4年東員町条例第21号)新旧対照表(第7条関係)

現行	改正後（案）
(督促及び督促手数料) 第17条の9 （略） <u>2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通について50円の督促手数料を徴収する。</u>	(督促_____) 第17条の9 （略）

議案第55号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

東員町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成6年東員町条例第2号)新旧対照表(第8条関係)

現行	改正後（案）
(督促及び督促手数料) 第9条 （略） <u>2 前項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通について50円の督促手数料を徴収する。</u>	(督促_____) 第9条 （略）